

# 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成27年6月

京 都 府

# 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

## 1 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成22年6月に策定した計画の期間が5年を経過したこと、さらには、この間、建築基準法や建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、社会情勢の変化に対応できるよう諸制度の見直しが行なわれていること等を踏まえ、これらに対応できるよう、「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）（平成27年2月20日付け国住指第4428号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を以下のとおり定める。

## 2 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認申請の受付から、確認審査終了までの所要期間については原則21日以内を、確認済証交付までの所要期間の平均値\*については概ね35日以内を目指し、所要期間の短縮を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」が行なわれた物件を除いた平均値とする。

## 3 建築確認審査の迅速化のための取組み

### (1) 確認申請受付時点でのチェック方法

ア 申請者向けのチェックリストの作成及び活用により、確認申請書の必要書類、記載事項について、申請前段階での申請者の自己点検により適切な申請書の作成を促し、図書等の不足による審査の手戻りや中断を予防するとともに、補正等指示の最少化を図り、その後の審査期間の短縮に努めるものとする。

イ 受付時に窓口において、申請者への計画概要の聴取等により、適用対象規定の参考となる情報を把握し、以降の審査作業の効率化に努める。

ウ 構造計算適合性判定を要する物件については、建築確認の申請書及びその添付図書と、構造計算適合性判定の申請書及びその図書とは、申請者が責任を持って整合した図書を提出する必要があることから、申請者に建築確認と構造計算適合性判定双方の指摘事項への矛盾のない対応及び図書の整合性の確保を促すものとする。

### (2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

平成19年国土交通省告示第835号による審査を当然としながら、補正等の指示については、その内容等及び関係根拠規定の明確化に努めるとともに、適宜、電子メール、ファックスなどにより速やかに行うものとする。

### (3) 審査体制の改善

申請情報の入力、窓口対応等の役割分担や現場検査の実施計画を工夫し集中的な審査時間を確保するなど、効率的な審査業務に努めるものとする。

#### (4) 消防機関との連携

消防同意については、並行審査を行うこととし、消防機関と十分な調整や情報交換を行う。

#### (5) 指定構造計算適合性判定機関との連携

ア 指定構造計算適合性判定機関との情報交換等による連携の確保について

- ・ 構造計算適合性判定を要する物件については、確認申請書から構造計算適合性判定の申請状況を確認し、適宜、その判定審査の状況の把握に努める。
- ・ 構造計算適合性判定において留意すべき事項がある場合は、その内容を記載した書類を、できるだけ速やかに指定構造計算適合性判定機関に通知する。
- ・ 指定構造計算適合性判定機関から、確認審査において留意すべき事項の通知を受けた場合は、当該通知の内容を確かめ審査を行う。当該通知が、構造計算適合性判定通知書の提出を受ける前になされた場合には、指定構造計算適合性判定機関から求められた留意事項に対する回答を、遅延無く当該機関に通知する。
- ・ また、建築主事から申請者への構造審査の指摘事項及び指定構造計算適合性判定機関から申請者への指摘事項は、相互に提供することとする。

イ 構造計算適合性判定に係る事前相談の普及

申請者に対し、指定構造計算適合性判定機関が実施する「構造計算適合性判定に係る事前相談」の普及を図り、申請前段階での課題の整理を促すものとする。

ウ その他

建築指導課は、審査において建築主事と適判機関とのやり取りを支援する。

#### (6) 特定行政庁及び指定確認検査機関連絡会議における意見交換

府内の特定行政庁及び府内を業務区域とする指定確認検査機関の連絡会議（適宜、指定構造計算適合性判定機関を交える）を設け、確認審査上の意見の捕捉、運用統一及び情報共有を図る。

#### (7) その他確認審査手続きの迅速化のための取組み

ア 従前から行っている申請や個別規定の運用等に係る相談について、運用改善の視点を踏まえ引き続き対応するものとし、申請時の錯誤等の減少に努める。

イ 建築基準関係規定上の運用解釈については、全国、近畿又は府内で統一化されたものを採用し、その旨を府のホームページ等により周知する。

ウ 建築行政共用データベースシステムについては、確認審査時において、建築士、建築事務所要件の確認、ひいてはなりすまし建築士の発見、また、既存不適格審査における過去の制度の迅速な検索、確認のため積極的に利用を図る。また、申請者側の利便の向上を目指し、同システムによる申請の実施について検討することとする。

エ 補正等については、その内容及び根拠を明らかにした上で速やかに申請者へ通知することにより、円滑な補正を促し審査の迅速化を図るものとする。

なお、補正等の対応が不十分なものや法適合判定ができないもの等については、速やかに法第6条第7項の規定による通知を行うものとする。

オ 担当毎に処理件数の多寡や偏りが生じた場合は、担当区分に関わらず、審査担当を

平準化し、処理の停滞の防止を図る。

カ 確認済証交付後の申請内容の変更に対しては、規則第3条の2を適切に運用し、計画変更申請に係る申請者、審査者の負担軽減に努めるものとする。

キ 意匠、設備や構造など分野毎に設計者が異なる申請については、審査中の質疑や補正等について、設計者毎の対応の不整合を防止するため、各設計者間の相互調整や対応の一元化を指導するものとする。

#### **4 建築確認の審査過程のマネジメント**

##### **(1) 物件毎の進捗管理**

建築主事は、週1回を目処として申請書の受理及び処理状況を把握するものとし、必要に応じ、担当者への指導、調整を行い審査の停滞を防止する。

##### **(2) 各特定行政庁及び指定確認検査機関における HP 等、一般からの苦情を受け付ける窓口の設定**

土木事務所、建築指導課において、建築基準法に係る相談対応の一環として従前のとおり対応することとし、府のホームページ等により窓口の周知を図る。

##### **(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備**

相談、問い合わせ等については、府の共用サーバーの活用等により、その内容及び対応結果等を蓄積し、各審査者間で共有、閲覧できるように努める。

調査を要するものについては、土木事務所、建築指導課の連携により対応するものとする。

##### **(4) 審査員への指導等の取組み方針**

###### **ア 府の審査担当職員向け**

次に掲げる事項を基本とし、審査知識の速やかな向上及び定着に配慮するものとする。

- ・実務研修の実施

なお、建築構造分野については、建築指導課が積極的に支援を行う。

- ・国土交通大学校、近畿行政会議等の研修受研促進

###### **イ 知事指定確認検査機関向け**

建築行政や講習会等に関する情報提供を図り、最新の情報収集、理解を促すとともに、立入検査等により、必要に応じ、個別に指導等を行うものとする。

##### **(5) その他審査バラツキ是正のための取組み**

建築基準関係規定上の運用解釈について、審査者が会議等において審査事例等の情報交換を図り、差異の発生を防止するとともに、一定の整理が図られたものについては申請者への情報提供に努める。